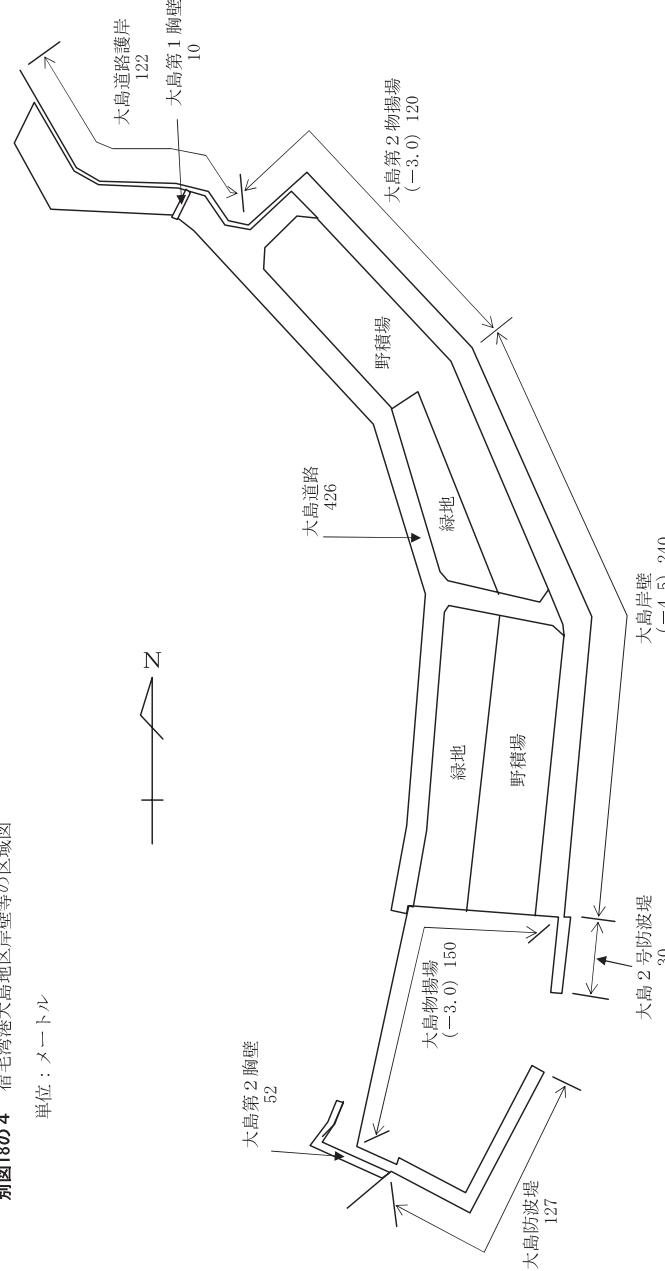


<p>高知県公報</p> <p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">目 次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">規 則</td> <td style="width: 95%;">ペー ジ</td> </tr> <tr> <td>◎高知県会計規則の一部を改正する規則〈11・4掲示〉</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>告 示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(防災砂防課)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>○道路の区域変更(道路課)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>○告示(港湾施設の概要)の一部改正(港湾課)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>公 告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活・男女共同参画課)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>○港湾法による所有者不明の工作物等の措置(港湾課)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>入札公告</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○一般競争入札(多目的デジタルX線テレビシステムの購入)の公告(公営企業局県立病院課)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">規 則</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年11月4日(掲示済) 高知県知事 尾崎 正直</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 10px;">高知県規則第89号 高知県会計規則の一部を改正する規則 高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。 第40条に次の1項を加える。 5 前各項及び次条に定めるものほか、歳入金取扱者の事務取扱いについては、歳入の徴収又は収納の事務の委託に係る契約の定めるところによる。 第41条に次の1項を加える。 6 第2項から前項までの規定は、納入義務者から歳入金取扱者が管理する口座に納付された歳入金について準用する。</td> </tr> </tbody> </table>	目 次		規 則	ペー ジ	◎高知県会計規則の一部を改正する規則〈11・4掲示〉	1	◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1	告 示		○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(防災砂防課)	3	○道路の区域変更(道路課)	4	○告示(港湾施設の概要)の一部改正(港湾課)	4	公 告		○特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活・男女共同参画課)		○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)	4	○港湾法による所有者不明の工作物等の措置(港湾課)	5	入札公告		○一般競争入札(多目的デジタルX線テレビシステムの購入)の公告(公営企業局県立病院課)	5	規 則		高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年11月4日(掲示済) 高知県知事 尾崎 正直		高知県規則第89号 高知県会計規則の一部を改正する規則 高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。 第40条に次の1項を加える。 5 前各項及び次条に定めるものほか、歳入金取扱者の事務取扱いについては、歳入の徴収又は収納の事務の委託に係る契約の定めるところによる。 第41条に次の1項を加える。 6 第2項から前項までの規定は、納入義務者から歳入金取扱者が管理する口座に納付された歳入金について準用する。		<p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p>高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年11月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県規則第90号 高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。 別表第2の別図18の4を次のように改める。</p>
目 次																																			
規 則	ペー ジ																																		
◎高知県会計規則の一部を改正する規則〈11・4掲示〉	1																																		
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1																																		
告 示																																			
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(防災砂防課)	3																																		
○道路の区域変更(道路課)	4																																		
○告示(港湾施設の概要)の一部改正(港湾課)	4																																		
公 告																																			
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活・男女共同参画課)																																			
○土地改良区の役員の就退任(農業基盤課)	4																																		
○港湾法による所有者不明の工作物等の措置(港湾課)	5																																		
入札公告																																			
○一般競争入札(多目的デジタルX線テレビシステムの購入)の公告(公営企業局県立病院課)	5																																		
規 則																																			
高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成21年11月4日(掲示済) 高知県知事 尾崎 正直																																			
高知県規則第89号 高知県会計規則の一部を改正する規則 高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。 第40条に次の1項を加える。 5 前各項及び次条に定めるものほか、歳入金取扱者の事務取扱いについては、歳入の徴収又は収納の事務の委託に係る契約の定めるところによる。 第41条に次の1項を加える。 6 第2項から前項までの規定は、納入義務者から歳入金取扱者が管理する口座に納付された歳入金について準用する。																																			

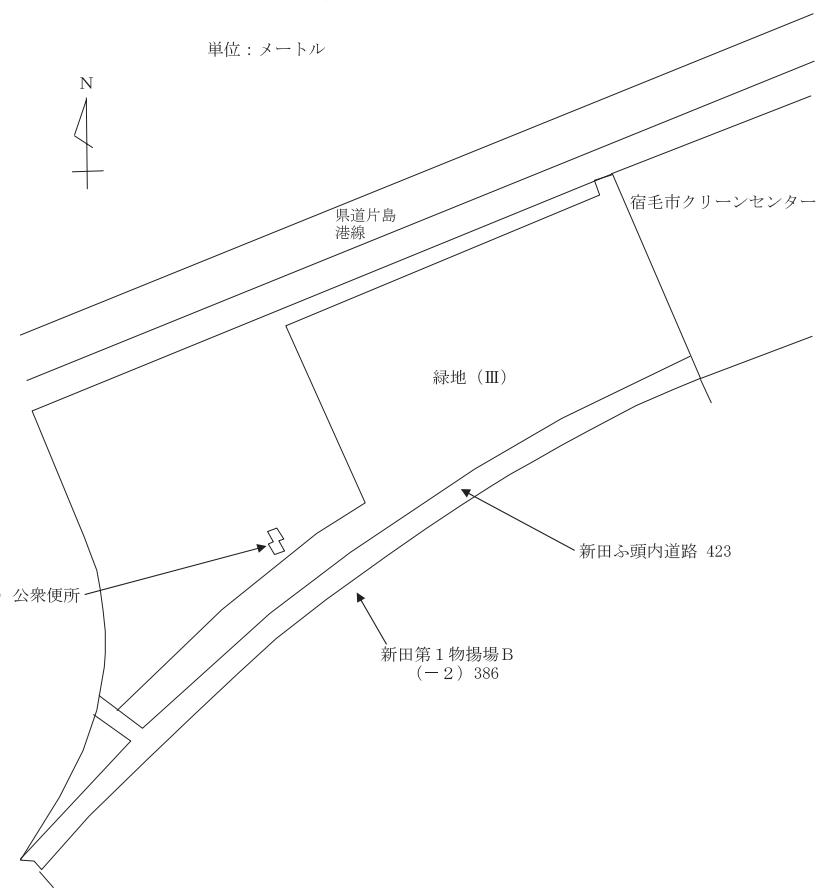
別図18の4 宿毛湾港大島地区岸壁等の区域図

単位：メートル



別表第2の別図19の2を次のように改める。

別図19の2 宿毛湾港新田地区物揚場等の区域図



単位：メートル

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示**高知県告示第664号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

吾川郡仁淀川町久喜

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡仁淀川町久喜字山本	2548-1
2	〃 〃 〃 字南中山	5927
3	〃 〃 〃 字北中山	5989
4	〃 〃 〃 "	6000
5	〃 〃 〃 字石本	2399-19
6	〃 〃 〃 字北中山	2737
7	〃 〃 〃 字山本	2574-1
8	〃 〃 〃 字西田	3063-1
9	〃 〃 〃 "	3066-1
10	〃 〃 〃 字西ノ畠	5441
11	〃 〃 〃 "	5420
12	〃 〃 〃 "	1528-1

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5から7までを林道横倉長者線に沿って結んだ線及び標柱7と1を直

線で結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱8から12までを順次に直線で結んだ線及び標柱12と8を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第665号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡佐川町山本

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡佐川町黒原字龍萃外掛テ	7312
2	" " " "	7309
3	" " " 字東赤羅木	3564-1
4	" " " "	3558
5	" " " "	3543-1
6	" " " "	3526-2
7	" " " 字赤羅木	3500
8	" " " "	3480
9	" " " 字龍萃外掛テ	7308-2

(2) 区域

標柱1から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第666号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年11月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道

2 路線名 志和仁井田

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高岡郡四万十町志和峯字カゲ地510番から	前	4.6 及 11.5	350
	後	6.7 及 11.5	350

高知県告示第667号

昭和61年5月高知県告示第317号(港湾施設の概要)の一部を次のように改正する。

平成21年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

表宿毛湾港の項中

宿毛市高砂地先	新田第1物揚場B	2.0	386	1.0
---------	----------	-----	-----	-----

を

宿毛市高砂地先	新田第1物揚場B	2.0	386	1.0
"	臨港道路	-	423	-

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年11月2日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年11月2日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった	申請に係る特定非営利活動法人
--------	----------------

年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年11月2日	特定非営利活動法人ニコの種	渡辺 募	幡多郡黒潮町佐賀501番地1	この法人は、障害のある人が地域で安心して暮らせるように、日中活動の場及び働く場としての事業を行うとともに、障害のある人もない人も、共にその存在を認め合い、地域の中で助け合ながら、誰もが安心して暮らしていくための地域づくりと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名(退任) | 氏名    | 住所             |
|--------|-------|----------------|
| 理事     | 板原 啓文 | 土佐市高岡町丁943-1-2 |
| "      | 井上 稔  | 丁1797          |
| "      | 中山 邦夫 | 乙564           |
| "      | 福原 章芳 | 乙2996          |
| "      | 野瀬 博  | 甲1512          |
| "      | 羽方 實  | 丙133-4         |
| "      | 石元 博昭 | 丁861           |
| "      | 福本 昌一 | 甲1023-3        |
| "      | 竹内 洋明 | 甲418           |
| "      | 千頭 孝一 | 塚地408          |
| "      | 松岡 林  | 用石1116         |
| "      | 矢野 武重 | 237            |
| "      | 田村 善一 | 蓮池1639         |
| "      | 田鍋 道雄 | 2884-2         |
| "      | 矢野 興盛 | 205-2          |
| "      | 廣瀬 輝幸 | 波介1493-1       |

|      |       |         |         |         |
|------|-------|---------|---------|---------|
|      | 坂本 耕一 | "       | 新居      | 1970-1  |
| "    | 久保 直和 | "       | "       | 1028    |
| "    | 坂本 忠男 | "       | "       | 2364    |
| "    | 田村 邦夫 | "       | "       | 601-1   |
| 監事   | 國繁 和道 | "       | 用石      | 771     |
| "    | 田村 武彦 | "       | 蓮池      | 3574    |
| "    | 田村 定吉 | "       | 新居      | 1891    |
| (就任) |       |         |         |         |
| 理事   | 板原 啓文 | 土佐市高岡町丁 | 943-イ-2 |         |
| "    | 井上 稔  | "       | "       | 丁1797   |
| "    | 中山 邦夫 | "       | "       | 乙 564   |
| "    | 福原 章芳 | "       | "       | 乙2996   |
| "    | 野瀬 博  | "       | "       | 甲1512   |
| "    | 羽方 實  | "       | "       | 丙 133-4 |
| "    | 石元 博昭 | "       | "       | 丁 861   |
| "    | 福本 昌一 | "       | "       | 甲1023-3 |
| "    | 山崎 憲輔 | "       | "       | 丙 306   |
| "    | 千頭 孝一 | "       | 塙地      | 408     |
| "    | 土居 啓之 | "       | 用石      | 1091    |
| "    | 小川 建志 | "       | 中島      | 457-4   |
| "    | 田村 良一 | "       | 蓮池      | 3431-2  |
| "    | 西山 昂  | "       | "       | 2946-1  |
| "    | 川澤 廣海 | "       | "       | 247     |
| "    | 廣瀬 輝幸 | "       | 波介      | 1493-1  |
| "    | 坂本 耕一 | "       | 新居      | 1970-1  |
| "    | 久保 直和 | "       | "       | 1028    |
| "    | 田村 邦夫 | "       | "       | 601-1   |
| 監事   | 國繁 和道 | "       | 用石      | 771     |
| "    | 田村 武彦 | "       | 蓮池      | 3574    |
| "    | 門田 伍朗 | "       | 新居      | 128-4   |

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき、所有者不明の工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成21年11月13日

須崎港港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

須崎市多ノ郷字城ヶ浦乙524番20地先  
養殖小割り2台（鋼製）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して14日以内に須崎港港湾管理者の指示に従い、当該工作物等を撤去しなけれ

ばならない。

### 3 港湾管理者の措置

須崎港港湾管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を処分するものとする。

## 入札公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年11月13日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

### 1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

多目的デジタルX線テレビシステム 一式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成22年3月31日（水）

(4) 納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成21～23年一般（指名）競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」（以下「名簿」という。）に登載されている者又は名簿に登載されていない者で平成21年12月10日（木）までに高知県会計管理局総務事務センターにおいて、一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の認定を受けたものであること（この場合において、同年11月20日（金）午後5時までに当該認定に係る申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない場合がある。）。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第

638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示された入札参加資格要件を満たす者であること。

### 3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号788-0785

宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院総務課

電話番号0880-66-2226

(2) 入札説明書の交付の期間及び場所

ア 期間

平成21年11月13日（金）から同月27日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

イ 場所

(1)の場所

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成21年12月25日（金）午後1時30分（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、同月24日（木）午後5時までに(1)の場所に必着すること。）

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院3階第3会議室

### 4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示された入札参加資格を満たすことを証明する書類を3の(1)の場所に平成21年11月27日午後5時までに提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県立幡多けんみん病院から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(9) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Type of product required for purchase: Digital Radiography 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Friday 27 November 2009

(3) Date and time for the submission of bid tender: 1:30 P.M. on Friday 25 December 2009 (bid tenders submitted by mail should be received by 5:00 P.M. on Thursday 24 December 2009)

(4) Contact: Institution Management Section General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamana-cho, Sukumo City, Kochi 788-0785 Japan

Tel: 0880-66-2226